

## (2) 別表 (1～4)

### (別表 1) 事業継続力強化支援計画

#### 事業継続力強化支援事業の目標

##### I 現状

###### (1) 地域の災害リスク

###### (洪水)

四国中央市土居町の関川洪水ハザードマップによると、今後の災害リスクとして平成 30 年 7 月豪雨と同規模の 1 日雨量 724.4 ミリとなった際、床上浸水が約 65 軒、その他多数の床下浸水の住宅被害が予想されるほか、建設・工業関係の事業所が多く立地する天満・蕪崎地区では 0.5m～3m の浸水が予測されている。

###### (土砂災害)

当町のハザードマップによると、土砂災害が生じるおそれがある危険箇所は、町内全域に点在している。当市建設課の資料によると、土砂災害警戒区域 11 区域、土石流危険区域 15 区域、急傾斜地崩壊危険箇所 4 箇所の被害が懸念されている。

###### (地震)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後 30 年以内に大地震が発生する確率は 70% 程度と予測されている。(南海トラフ巨大地震) このほかにも、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震も想定されている。

###### (津波)

当町の津波ハザードマップによると、南海トラフ巨大地震（震度 7）が発生した際、天満・蕪崎・津根地区の沿岸部の多くでは 1.0m～2.0m、また、津根地区の沿岸部では最大で 4.0m～5.0m の浸水深になることが想定される。

###### (その他)

当町は東に伊予三島市、西に新居浜市と四国有数の工業都市の間に位置する。当町の総面積は 86.68 km<sup>2</sup> で、東西 10 km、南北 12 km にわたって広がっており、南に中央構造線により切り立った赤石山系の山々が連なり、北は燧灘に面し、沖合数百メートル以上の遠浅が続く。河川は大小 20 指に余り、その主たる河川に当町の中心を流れる関川があり、大雨、洪水、土砂災害等で広範囲に多大な被害を及ぼすことが想定される。

気候は、瀬戸内海特有の温暖暮雨で、年間平均降水量は約 1,500 mm、年間平均気温は 15.5°C と、冬期においても積雪をみることはあまりなく、自然条件に恵まれており、台風や洪水、地震などの天災が起こることは稀である。四国中央市では平成 16 年には度重なる台風の襲来で、死者 5 名、負傷者 15 名、床上浸水 236 棟、床下浸水 1201 棟の被害が発生しており、関川～新居浜間を中心に土砂流入や築堤崩壊等の被害が続出した。土居地区においても 376 世帯 1023 人に避難勧告が出された。また、四国中央市全体では総額 19 億円の損害を受けた。

###### ・四国中央市地域防災計画

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshikikara/shoubouhonbu/akk/kkt/shikokuchuoshtiikib.files/zenpenikkatu.pdf>

###### ・四国中央市津波ハザードマップ（西版）

[https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshikikara/shoubouhonbu/akk/kkt/tunamihazadomap.files/7.pdf](https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshikikara/shoubouhonbu/syoubouhonbu/akk/kkt/tunamihazadomap.files/7.pdf)

###### ・四国中央市土砂災害ハザードマップ（土居地区）

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshikikara/kensetsubu/kst/haza-domappu.html>

###### ・四国中央市金生川・関川洪水ハザードマップ

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshikikara/shoubouhonbu/akk/kkt/kikikanri20170428.html>

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 547 人
- ・小規模事業者数 453 人

【内訳：商工会調査】

| 業種   |        | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考<br>(事業所の立地状況等) |
|------|--------|-------|---------|-------------------|
| 商工業者 | 建設業    | 92    | 71      | 広く分散している          |
|      | 製造業    | 75    | 65      | 沿岸部の県道に多い         |
|      | 卸売・小売業 | 167   | 150     | 国道沿いに広く分布         |
|      | 宿泊・飲食業 | 44    | 41      | 中心部に密集            |
|      | サービス業  | 100   | 81      | 広く分散している          |
|      | その他    | 69    | 45      |                   |

## (3) これまでの取組

### 1) 四国中央市の取組

- ・「四国中央市地域防災計画」を策定し、総合防災訓練を定期（年1回）に実施している。
- ・広域消防訓練・通信連絡訓練・避難訓練等、分野ごとの訓練を随時実施している。
- ・防災備品として、役場庁舎に必要な物資（米・飲料水・毛布・各種救急医療用資機材等）を備蓄している。

### 2) 本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・防災備品として、会館に必要な物資（消火器・スコップ・懐中電灯等）を備蓄している。
- ・四国中央市が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、BCP策定等に関する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
  - ▼スタートアップ型の簡易（A3版1枚程度）な事業者BCP策定 10社
  - ▼事業継続力強化計画認定 3社
  - ▼各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 10社
- 《対象共済・保険制度》
  - 火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と愛媛県や四国中央市等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、本会と四国中央市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

<1. 事前の対策>

「四国中央市地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- 会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- 事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- 本会は、全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する。（令和2年完成予定）

3) 関係団体等との連携

- 全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- 関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- 巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- 四国中央市事業継続力強化支援協議会[仮称]（構成員：本会、四国中央市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、当町との連携体制を確認する。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- 発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況；家屋被害、道路状況等を本会と当町で共有する。）

## 2) 応急対策の方針決定

- ・本会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

|           |  |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>  |
| ほぼ被害がない   | ・目立った被害の情報がない。   |

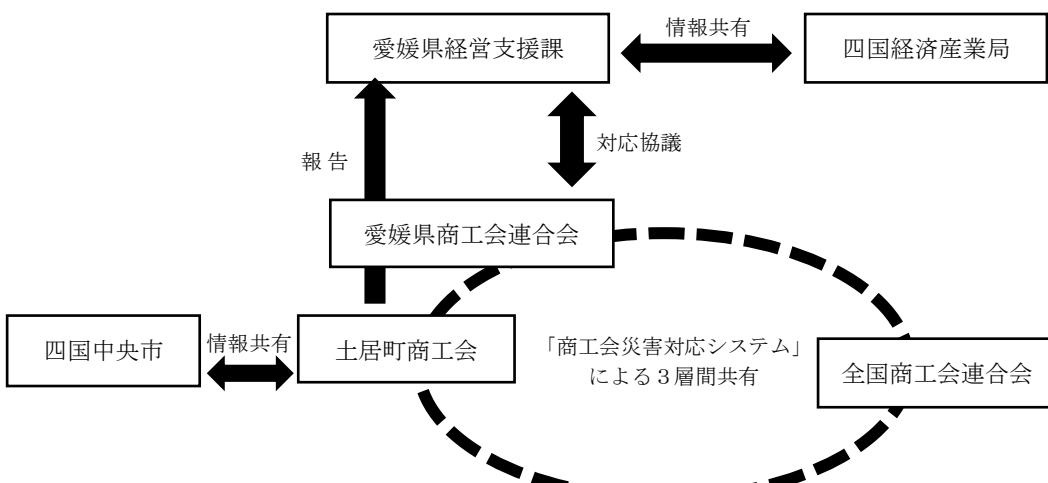
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・当計画により、本会と当市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

|         |           |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に3回共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に2回共有する |
| 2週間～1ヶ月 | 1日に1回共有する |
| 1ヶ月以降   | 2日に1回共有する |

## <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と当町は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と当町が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・当市と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

| 事業継続力強化支援事業の実施体制  |                       |
|-------------------|-----------------------|
|                   | (令和2年1月現在)            |
| (1) 実施体制          |                       |
| 土居町商工会<br>事務局長    | 四国中央市<br>経済部産業支援課長    |
| 損害保険<br>会社等       | 土居町商工会(本部)<br>法定経営指導員 |
| 四国中央市<br>経済部産業支援課 | 四国中央市<br>消防本部安全・危機管理課 |

（2）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する  
経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先  
　経営指導員　城上　桂大、井川　治義（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）  
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う  
　・本計画の具体的な取組の企画や実行  
　・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

（3）商工会、関係市町連絡先

①商工会  
　土居町商工会  
　〒799-0712 愛媛県四国中央市土居町入野 965-1  
　TEL：0896-74-5889 / FAX：0896-74-8208  
　E-mail：mail@doi-s.jp

②関係市町  
　四国中央市役所　経済部産業支援課  
　〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号  
　TEL：0896-28-6186 / FAX：0896-28-6242  
　E-mail：sangyoshien@city.shikokuchuo.ehime.jp

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表3)

## 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額     | 250   | 250   | 250   | 250   | 250   |
| ・専門家派遣費     | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |
| ・協議会運営費     | 30    | 30    | 30    | 30    | 30    |
| ・セミナー開催費    | 70    | 70    | 70    | 70    | 70    |
| ・パンフ、チラシ作製費 | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

## 調達方法

会費収入、四国中央市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。